

入学・就職・転勤など『正確な住所の届出』が必要です

問 住民環境課 窓口係
☎476-1111(125・163)

- ・住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- ・本人確認書類となる「マイナンバーカード」、「運転免許証」などの住所等は、最新のものにする必要があります。

（正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。）

◆住民票の異動届の手続き方法

- ・他の市区町村に転出・転入する場合

大崎町で転出前に転出届を提出して、転出証明書を受け取る ➡ 引越先の市区町村で転入した日から14日以内に転出証明書を添えて転入届を提出

（マイナンバーカードを利用しての転出の場合、原則、転出証明書は発行されません。）

- ・大崎町内で転居する場合

転居した日から14日以内に、転居届を提出

※マイナンバーカードをお持ちの方は、ICチップの住所変更も必要ですので、設定されたパスワードと一緒にご持参ください。

※住民票の請求・住民異動届の際は、本人確認を行いますので、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちください。また、代理人からの証明書請求や住民異動届の申請の際は、委任状が必要です。詳しくは住民環境課または野方支所にお尋ねください。

※平日の月曜日のみ、午後7時まで窓口延長しておりますのでご利用ください。（本庁舎窓口のみ）

【お問い合わせ先】 住民環境課 ☎476-1111（内線125、163） 野方支所 ☎478-2111

転出に伴うごみの処分方法

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128)

引越しなどで大量のごみが出た場合は、ルールに従って分別した後、以下の方法で排出できます。

一般ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃センターに自己搬入(無料) ○そおりサイクルセンターに収集を依頼(有料)
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃センターに自己搬入(無料) ○そおりサイクルセンターに戸別回収を依頼(※月に1度は無料)
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○指定収集日以前に引越しをされる場合は、役場住民環境課環境対策係で資源ごみ無料搬入券の発行を受けて、そおりサイクルセンターへ自己搬入できます。 ○そおりサイクルセンターに回収を依頼(有料)

連絡先 ・そおりサイクルセンター（直接搬入はできません） ☎477-2455 ※日曜は休み
・清掃センター ☎475-2328
搬入時間 8時半～16時（12～13時は搬入できません） ※日曜・祝日は休み